

「投信積立サービス」取扱規定

第1条（規定の趣旨）

1. この規定は、お客さま（以下「申込者」といいます。）とみずほ証券株式会社（以下「当社」といいます。）の「投信積立サービス」（投資信託を継続的に買い付けるサービスをいい、以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。申込者は、本サービスの内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本サービスを利用するものとしします。
2. 申込者と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、「みずほ証券の証券総合取引約款」、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」、「未成年者口座（ジュニアNISA口座）及び課税未成年者口座開設に関する約款」その他の当社の定める契約条項および法令によります。

第2条（買付区分の指定）

1. 本サービスの申し込みを行うにあたっては以下のいずれかの買付区分を指定いただきます。
 - イ. 課税口座買付
課税口座で買い付けを行います。特定口座での買い付けを行う場合は、特定口座のお申し込みが必要となります。
 - ロ. NISA口座買付（一般NISAまたはジュニアNISAでの買い付け）
非課税口座に係わる非課税の適用を受けるための非課税管理勘定で買い付けを行います。
本サービス以外の買付を含め、年間の買付金額が非課税枠（一般NISAは120万円、ジュニアNISAは80万円）を超える場合は課税口座での買付となります。
 - ハ. つみたてNISA口座買付
非課税口座に係わる非課税の適用を受けるための累積投資勘定で買い付けを行います。年間の非課税枠（40万円）を超える金額でのお申し込みは行えません。
2. 前項のNISA口座買付、つみたてNISA口座買付を行うには、買い付けを行う年の非課税口座に係わる非課税の適用を受けるための非課税管理勘定または累積投資勘定を設定していただく必要があります。
3. NISA口座買付（ジュニアNISAでの買い付け）を指定された申込者が1月1日時点で成年年齢になった場合、以降はNISA口座買付（一般NISAでの買い付け）により買い付けを行います。

第3条（買付銘柄の選定）

1. 本サービスによって買い付けできる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
2. 申込者は、選定銘柄の中から一つ以上の銘柄を指定し、買い付けの申し込みを行うものとしします（以下指定された銘柄を「指定銘柄」といいます。）。指定可能な選定銘柄は買付区分により異なります。

第4条（払込方法の指定）

1. 本サービスで申込者をご指定できる金銭の払込方法は以下のいずれかとなります。
 - イ. 銀行口座からの自動引き落とし
当社があらかじめ指定する銀行またはゆうちょ銀行から、申込者が銀行口座を指定し（以下「指定銀行口座」といいます。）、自動引き落としにより払い込みを行う方法。
 - ロ. MRF（マネー・リザーブ・ファンド）または預り金からの定期払込
申込者が当社にて保有する新光MRFまたはMHAMのMRFを解約した金銭により払い込みを行う方法。
ただし、預り金がある場合または証券総合口座を開設していない場合、預り金から払い込みを行います。

第5条（申込方法）

1. 本サービスの申し込みは以下のいずれかの方法によります。
 - イ. 書面によるお申し込み
申込者は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名・押印の上、当社の本・支店に提出し、当社が承諾した場合に、本サービスが利用できます。
 - ロ. みずほ証券ネット倶楽部からのお申し込み
第4条（払込方法の指定）にて、MRFまたは預り金からの定期払込をご指定される場合は、みずほ証券ネット倶楽部からのお申し込みが可能です。みずほ証券ネット倶楽部の所定の画面に必要事項を入力いただき、当社が承諾した場合に、本サービスが利用できます。
2. お申し込みにあたっては、累積投資口座を開設していただきます。ただし、既に開設済であるときはこの限りではありません。
3. 指定銘柄が外貨建MMFである場合、お申し込みにあたっては外国証券取引口座を開設していただきます。ただし、既に開設済であるときはこの限りではありません。

第6条（申込内容の変更等）

申込者は、当社所定の手続きによって当社に申し出ることにより、申込内容の変更および払い込みの休止を行うことができます。

第7条（金銭の払い込み）

1. 申込者は指定銘柄の買い付けにあてるため、一銘柄につき毎月一回、あらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭（以下「払込金」といいます。）を、第4条（払込方法の指定）にて指定した方法により払い込むものとします。なお、申込者が二つ以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額を払い込むものとします。
2. 申込者は、払込金を増額する月を指定することができます。ただし、第2条（買付区分の指定）にて、つみたてNISA口座買付を指定された場合、増額月の指定は年2回が上限となります。
3. 払込金の額は、銘柄毎に1,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。
4. 第2条（買付区分の指定）にて、つみたてNISA口座買付を指定された場合、払込金の総額は月3万3千円を上限とします。
5. 第1項および第2項の払い込みにより生じた預り金については、証券総合口座をご利用いただいている場合であっても、新光MRFまたはMHAMのMRFの買い付けは行わないものとします。

第8条（買い付けの方法）

1. 当社は、「みずほ証券の証券総合取引約款」の累積投資取引の規定に従って、払込金で指定銘柄の買い付けを行います。
2. 第2条（買付区分の指定）にて、課税口座買付を指定された場合、申込者が当社に特定口座を開設されているときは、特定口座で買い付けを行います。ただし、累積投資口座を利用して指定銘柄の投資信託を保有している場合で、当該投資信託を特定口座に預け入れられていないときは、この限りではありません。
3. 第2条（買付区分の指定）にて、NISA口座買付（一般NISAまたはジュニアNISAでの買い付け）を指定された場合、本サービス以外の買い付けを含め、年間の非課税枠（一般NISAは120万円、ジュニアNISAは80万円）を超えるときは、課税口座で買い付けを行います。
4. 第2条（買付区分の指定）にて、つみたてNISA口座買付を指定された場合、年間の非課税枠（40万円）を超えるときは、買い付けを行いません。

第9条（買付時期および価額）

1. 当社は、払込金の受け入れ日の翌営業日に指定銘柄の買い付けの申し込みがあったものとして買い付けを行います。
2. 前項の買付価額は、指定銘柄の目論見書等に定める価額とします。

3. 指定銘柄が外貨建MMFである場合、外貨と円貨の換算は、「外国証券取引口座約款」の規定に従って行います。

4. 第1項にかかわらず、指定銘柄の委託者が買い付けの申し込みの受け付けを一時停止、中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買い付けが可能になった日に買い付けを行います。

ただし、長期にわたり申し込みの受け付けの再開が見込めない場合、買い付けを中止し、払込金を預り金として申込者の当社口座に返還することがあります。この場合、指定銘柄の買い付けは行わず、証券総合口座をご利用されている場合はMRFの買い付けを行います。

第10条（返還および果実の再投資）

1. 本サービスにより買い付けた投資信託の返還は、「みずほ証券の証券総合取引約款」の累積投資取引の規定にもとづき行うものとします。
2. 課税口座で保有している投資信託において分配金の支払いがあった場合、税引き後の分配金で自動的に全額再投資を行います。
3. 「NISA口座」で保有している投資信託において分配金の支払いがあった場合、分配金（非課税）は課税口座にて自動的に全額再投資を行います。

第11条（取引および残高の通知）

当社は、本サービスにもとづく申込者への取引明細および残高の明細等の通知を次の各号により行うものとします。

イ、取引および残高

当社は、原則、四半期に一回、期間内の本サービスにおけるお取引の内容、お取引後の残高等を取引残高報告書により通知します。

ロ、売却の取引明細

当社は、本サービスによって買い付けた投資信託の売却の明細については、約定後遅滞なく通知します。

ハ、信託報酬等の概算金額

第2条（買付区分の指定）にて、つみたてNISA口座買付を指定された場合、本サービスによって買い付けた投資信託について、原則として年1回、信託報酬等の概算金額を通知します。

第12条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

イ、当該選定銘柄が償還されることとなった場合または償還された場合

ロ、当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める口座数以下となった場合

ハ、当該選定銘柄が関係法令の定める要件を満たさなくなった場合

二、その他当社が必要と認める場合

第13条（払い込みの休止）

1. 申込者の指定銀行口座からの自動引き落とし、または、MRFまたは預り金からの定期払込が残高不足等のため3回連続して行われない場合は、第6条（申込内容の変更等）にかかわらず当社は本サービスにかかる払い込みを休止します。
2. 前項または第6条（申込内容の変更等）にもとづく払い込みの休止後、申込者が再開を希望される場合は、当社所定の手続きにより当社に申し出るものとします。

第14条（解約）

1. 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。
 - イ、申込者が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
 - ロ、申込者の指定銘柄が第12条（選定銘柄の除外）の規定に従い選定銘柄から除外された場合で、他の指定銘柄の申し込みがされていない場合
 - ハ、申込者が累積投資口座を解約された場合
 - ニ、当社が本サービスを営むことができなくなった場合
 - ホ、法令諸規則等に照らし合理的な事由にもとづき、当社が申込者に対して一定の猶予期間において解約を申し出た場合
 - ヘ、申込者がこの規定に違反した場合
 - ト、第2条（買付区分の指定）にてNISA口座買付またはつみたてNISA口座買付を指定された場合で、申込者が「NISA口座」を解約し、または買い付けを行う年の非課税口座に係わる非課税の適用を受けるための非課税管理勘定もしくは累積投資勘定が設定されていない場合
 - チ、やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
 - リ、「みずほ証券の証券総合取引約款」127.の規定により証券総合取引の全部が解約された場合
2. 本サービスが解約されたときに申込者の口座に本サービスにかかる払込金があるときは、申込者に返還します。

第15条（その他）

当社はこの規定にもとづいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

1. この規定は、2022年7月19日より施行します。

2. 前項に定める日において、申込者が「みずほ証券の『投信つみたてプラン』取扱規定」、「『みずほdeつみたて バランスくん』取扱規定（課税コース）」、「『みずほdeつみたて バランスくん』取扱規定（NISAコース）」および「みずほdeつみたて バランスくん取扱規定（つみたてNISAコース）」に定めるサービスを利用している場合、この規定に定めるサービスの利用を申し込んだものとみなして、この規定を適用します。

以上